

自治会活動の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月29日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 17 号

自治会活動の助成に関する規則の一部を改正する規則

自治会活動の助成に関する規則（昭和 59 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び 12 月」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。